

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

市区町村が把握している行方不明高齢者への対応について

今般、全国的に高齢者の所在が不明となっている事案が多数報道され、その一部には年金の不正受給の事案も含まれている可能性があることから、適正な年金の給付に向けた取組が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、当面、今般の報道を契機として市区町村が把握した行方不明高齢者に関する情報を活用して、年金受給権者の現況確認及び年金給付の適正化を図ることとしたので、日本年金機構におかれては、その適切な実施に遺漏のなきよう期されたい。

記

1 市区町村が確認した行方不明高齢者の情報入手

現在、多くの地方公共団体において、主として100歳以上の高齢者について安否の確認が行われており、その結果、一部の高齢者が行方不明になっていることが確認されている。このような既に行方不明であることが確認されている高齢者については、取り急ぎ年金給付の適正化を図る必要がある。

これらの情報については、「市区町村が確認している行方不明高齢者の把握等について」（平成22年8月12日年管管発0812第1号当職通知。以下「行方不明高齢者の把握等通知」という。）により、各地方厚生（支）局から管内市区町村に対し、本年8月13日（金）までに管内市区町村が行方不明であることを確認した高齢者の情報（氏名、性別、生年月日、住所等）をできるだけ速やかに（可能であれば8月20日（金）までに）、当該市区町村の区域を管轄する日本年金機構の年金事務所に提供していただくよう協力を依頼

しているところであり、本通知を踏まえて市区町村より年金事務所に情報提供された行方不明高齢者を対象に、以下の対応をされたい。

2 行方不明の年金受給権者に対する現況申告書の提出要求

市区町村から情報提供された行方不明者が年金受給権者である場合（国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）第 18 条の 2 第 1 項、同規則第 36 条の 2 第 1 項、同規則第 51 条の 2 第 1 項、厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）第 35 条の 2 第 1 項、同規則第 51 条の 2 第 1 項、同規則第 68 条の 2 第 1 項及び老齢福祉年金支給規則（昭和 34 年厚生省令第 17 号）第 5 条に基づき現況届の提出を求めている者である場合を除く。）は、当該年金受給権者に対し、2 週間の期限を定めて、日本年金機構から当該受給権者の生存の事実について確認できる書類（「年金受給権者現況申告書」（別紙））の提出を求めること（国民年金法施行規則第 18 条第 3 項、同条第 4 項等）。

3 上記 2 の書類が提出されない場合等の対応

受給権者から提出期限までに上記 2 の書類が提出されない場合は、年金の支払を一時差し止めること。ただし、真にやむを得ない事情があると認められる場合においては、提出期限を適宜変更して差し支えないこと（国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 73 条、同法第 105 条第 3 項、国民年金法施行規則第 69 条等）。

なお、年金受給権者本人の消息を知らない、又は本人と連絡がとれない旨の申告がなされた場合についても、上記 2 の書類が提出されていないものとして取扱うこと。また、年金受給権者が別の場所で健在である旨の申告がなされた場合についても、受給権者が実際に住んでいる場所を特定できる申告が併せてなされていないときには、上記 2 の書類が提出されていないものとして取扱うこと。

4 上記 2 の書類が提出された場合の対応

行方不明者とされている受給権者から提出期限までに上記 2 の書類が提出された場合は、真正な申告でない可能性もあることから、地方厚生（支）局長の認可を受けて日本年金機構の職員が当該受給権者の住所地を訪問して本

人に面会を求め、生存の事実の調査を行うこと。また、この調査に対して、命令に従わず、又は質問に応じなかったときは、年金の支給を停止すること（国民年金法第 72 条第 1 項第 1 号、同法第 107 条第 1 項等）。

なお、地方厚生（支）局長の速やかな認可手続については、行方不明高齢者の把握等通知において、当職より地方厚生（支）局年金担当課長あて依頼済みであること。

5 既に現況届の提出を求めている者についての対応

国民年金法施行規則第 18 条の 2 第 1 項等の規定に基づき、既に現況届の提出を求めている者については、あらためて現況申告書の提出を求めることはせず、速やかに地方厚生（支）局長の認可を受けて日本年金機構の職員が当該受給権者の住所地を訪問して本人に面会を求め、生存の事実の調査を行うこと。また、この調査に対して、命令に従わず、又は質問に応じなかったときは、年金の支給を停止すること（国民年金法第 72 条第 1 項第 1 号、同法第 107 条第 1 項等）。

6 上記 3 から 5 までの措置後の対応について

上記 3 から 5 までの措置により、年金の支払を一時差し止め、又は支給停止した場合については、事実関係をさらに確認の上、当該受給権者の失権処理を行うとともに、死亡後に支給された年金の返納を求めること。

7 留意事項

(1) 既に報道を踏まえて、日本年金機構の職員が受給権者の住所地を訪問した行方不明事案及び「年金受給者の安否の緊急確認について（依頼）」（平成 22 年 8 月 3 日年管管発 0803 第 3 号当職通知）に基づき 110 歳以上の年金受給権者の緊急安否確認を行った行方不明事案については、上記 1 を省略し、直ちに上記 2 以下の対応を行うこと。

(2) 今般の対応については、年金の支給に対する国民の信頼を確保するため、できる限り速やかに事務処理を進めること。

平成22年 月 日

(年金受給権者の氏名) 様

日本年金機構

年金事務所

年金受給中の方々の状況確認について

立秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、早速ではございますが、現在、各地方公共団体において、高齢者の方々について安否の確認が行われているところでもあります。

報道によりますと、相当数の高齢者の方が行方不明の状態となっていることが判明しており、その中には、年金受給中の方々も含まれている可能性があります。

このため、厚生労働省及び日本年金機構では、年金を受給なさっている方々の状況を確認することといたしました。

つきましては、別添の「年金受給権者現況申告書」に必要な事項をご記載の上、平成22年9月 日までに、日本年金機構 年金事務所宛提出いただきますようお願いいたします。

注意事項

この確認は、国民年金法施行規則第18条第3項及び厚生年金保険法施行規則第35条第3項の規定に基づき実施するものです。別添の「年金受給権者現況申告書」を提出されない場合は、年金の支払を一時差し止めさせていただきます。

また、次のような場合も同様に年金の支払を一時差し止めさせていただきます。

- ① 年金受給中の方の消息を知らない、あるいはその方と連絡が取れないというご回答の場合
- ② 年金受給中の方が別の場所でご健在というご回答をいただいたけれども、その方が実際にお住まいの場所を特定できるご回答でない場合

<ご記入いただく用紙について>

- 1 この現況申告書が届きました住所地に年金受給中の方がお住まいの場合で、
 - ① ご本人がご記入する場合は、別添1「年金受給権者現況申告書（ご本人がご記入いただく場合のもの）」
 - ② 代理人の方がご記入いただく場合は、別添2「年金受給権者現況申告書（代理人の方がご記入いただく場合のもの）」のアに○をつけていただき、裏面に必要事項をご記入のうえ、ご投函ください。
- 2 この現況申告書が届きました住所地に年金受給中の方がお住まいでない場合は、お手数ながら、別添2「年金受給権者現況申告書（代理人の方がご記入いただく場合のもの）」のイに○をつけていただき、裏面にご存知の事項をご記入のうえ、ご投函ください。
- 3 このご通知を差し上げた年金受給中の方の消息をご存知でない場合や、その方との連絡が取れない場合は、別添2「年金受給権者現況申告書（代理人の方がご記入いただく場合のもの）」のウに○をつけていただき、表面の「記入された方の署名欄」をご記入のうえ、ご投函ください。

【お問い合わせ先】

日本年金機構

年金事務所

〇〇〇〇課〇〇〇〇係

担当：〇〇 〇〇〇

電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

ご本人がご記入い
ただく場合のもの

年金受給権者 現況申告書

私は引き続き年金を受ける権利を有しており、この書類に記載した内容は事実と相違ないことを申告します。

受給権者	年金証書の基礎年金 番号・年金コード																			
	生 年 月 日	明・大・昭										年		月		日				
住 所	電話番号 () - () - ()																			
実 際 に お 住 ま い の 住 所	電話番号 () - () - ()																			
住民票コード 記 入 欄																				

平成 年 月 日 提出

受給権者

(フリガナ)

氏 名

電話番号 () - () - ()

記入上の注意

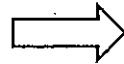
- ◆ 年金受給中のご本人がこの住所と異なる場所にお住まいの場合は、ご本人が現にお住まいの場所の名称、住所、電話番号を「実際にお住まいの住所」欄に必ず記入してください。
- ◆ 日本年金機構の職員が、ご本人の状況を訪問して確認する場合があります。
- ◆ 虚偽の記載をした場合には、法律の規定により罰せられる場合があります。また、不正に受給した金額については、返還していただきます。

代理人の方がご記入
いただく場合のもの

年金受給権者 現況申告書

次のア～ウのいずれかに○をつけてください。

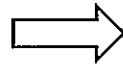
ア. 年金受給中の本人は、この住所において健在であり、この書類に記載した内容は事実と相違ないことを申告します。



裏面を記入してください

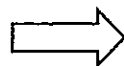
イ. 年金受給中の本人は、別の場所で健在であり、この書類に記載した内容は事実と相違ないことを申告します。

(年金受給中の本人がお住まいの場所を必ず正確に記入してください。)



裏面を記入してください

ウ. 年金受給中の本人の消息を知らない、あるいは本人と連絡が取れないことを申告します。



次の欄に記入してください

平成 年 月 日 提出

裏面の記入は不要です

記入の 署名欄	(フリガナ) 氏 名		受 給 権 者 と の 関 係	
	住 所	電話番号 () - () - ()		
	受 給 権 者 氏 名		受給権者 生年月日	明・大・昭 年 月 日

〔ご記入欄〕

受給権者	年金証書の基礎年金 番号・年金コード											
	生	年	月	日	明・大・昭				年	月	日	
住 所	電話番号 () - () - ()											
実 際 に お 住 ま い の 住 所	電話番号 () - () - ()											
住民票コード 記 入 欄												
ご本人が自署 できない理由												
代 署 理 名 人 欄	(フリガナ) 氏 名					受 給 権 者 と の 関 係						
	住 所	電話番号 () - () - ()										

平成 年 月 日 提出

記入上の注意

- ◆ 年金受給中のご本人が寝たきりの状態にある、文字を書けない等の正当な理由がある場合には、代理人としてご家族が記入することができます。その場合は、「代理人署名欄」に、代理人の方の氏名、受給権者との関係、住所、電話番号を記入してください。
- ◆ 年金受給中のご本人がこの住所と異なる場所にお住まいの場合は、ご本人が現にお住まいの場所の名称、住所、電話番号を「実際にお住まいの住所」欄に必ず記入してください。
- ◆ 日本年金機構の職員が、ご本人の状況を訪問して確認する場合があります。
- ◆ 虚偽の記載をした場合には、法律の規定により罰せられる場合があります。また、不正に受給した金額については、返還していただきます。